75	関税率表第7801・10号に掲げる物品	鉛の塊	7,914,460	0	ＫＧ	0.2	
76	関税率表第79・01項に掲げる物品	亜鉛の塊	25,587,439	12,734,391	ＫＧ	0.4	平成22年９月16日適用停止 ペルー
77	関税率表第81・03項、第8106・00号、第81・07項、第8108・90号、第8111・00号、第8112・21号、第8112・22号、第8112・29号、第8112・51号、第8112・52号、第8112・59号、第8112・92号、第8112・99号又は第8113・00号に掲げる物品	その他の卑金属及びその製品	7,325,997	6,642,523	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 中華人民共和国 平成22年10月16日適用停止 南アフリカ共和国
78	関税率表第9401・90号の１又は第9404・10号に掲げる物品	腰掛けの部分品（革製のもの）、マットレスサポート	220,417	407,978	千円	0.0	平成22年５月18日適用停止 全特恵受益国等
79	削除						
80	削除						
81	関税率表第9603・21号、第9603・29号、第9603・30号、第9603・40号、第9603・50号又は第9603・90号に掲げる物品	ほうき及びブラシ（非植物性材料のもの）	5,186,609	2,867,171	千円	0.0	平成22年６月16日適用停止 中華人民共和国

備　考

１．「限度額等」欄に掲げる額又は数量は、「関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第８条の４第１項の規定に基づき、平成22年度における限度額等を定める件」（平成22年財務省告示第117号）により定められたものである。

２．「輸入額等」欄に掲げる額又は数量は、平成23年１月末現在のものである。

３．係数とは関税暫定措置法別表第３に定める係数であり、一般税率にこの係数を乗じたものが、特恵税率（係数0.0のものは無税）となる。

４．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止　全特恵受益国等又は特定国名」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成23年３月31日まで全特恵受益国等又は当該特定国に対して特恵関税の適用が停止されているものであることを示す。

５．「備考」欄に「（特定国名）輸入額等」のように記載されている場合には、当該物品の平成23年１月末現在における当該特定国からの輸入額等が限度額等の５分の１に対して７割以上に達したことを示す。

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６号

鹿児島県西之表市鴨女町141番地、登記簿上の本店所在地鹿児島県西之表市鴨女町132番地

債務者　株式会社油田組

代表者代表取締役　油田　宏幸

１　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　寺田　昭博

４　破産債権の届出期間　平成23年３月４日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前10時30分

鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１５８１号

千葉市花見川区花見川４番16棟208号、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市前原東３丁目９番２号

債務者　有限会社矢作五郎吉商店

代表者代表取締役　矢作　新二

１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　黄　　泰軫

４　破産債権の届出期間　平成23年３月11日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午後３時30分

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８２号

千葉県佐倉市大作２丁目12番１号

債務者　株式会社ＳＡＰ

代表者代表清算人　菅生　光男

１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　滝沢　　信

４　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午前11時30分

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６号

福井県坂井市丸岡町巽１丁目47番地、商業登記簿上の本店所在地福井県あわら市桑原第23号１番地

債務者　株式会社荒木工務店

代表者代表取締役　荒木　政治

１　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　服部　宏和

４　破産債権の届出期間　平成23年３月14日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午後１時45分

福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９号

長野市大字南長野南県町1107番地

債務者　株式会社長野ファーストホテル

代表者代表取締役　塚田　義利

１　決定年月日時　平成23年２月16日午後２時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　戸崎　悦夫

４　破産債権の届出期間　平成23年３月17日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前10時

長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３号

岐阜県恵那市飯地町2686番地の６

債務者　有限会社イイジ車体

代表者取締役　藤井　貞生

１　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　纐纈　和義

４　破産債権の届出期間　平成23年３月17日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午後２時30分

岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３３５号

札幌市豊平区豊平１条13丁目１番15号

債務者　丸三一晃建設株式会社

代表者代表取締役　鈴木　　覚

１　決定年月日時　平成23年２月15日午前11時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　長田　正寛

４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午前11時

札幌地方裁判所民事第４部